

第 6 5 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

〔第一問〕の理論については、いずれも本年度の予想出題論点として注目され、対策していた論点からの出題であったため、ある程度の解答を作成できた受験生が多かったと思われる。

〔第二問〕の計算については、総合計算問題と個別計算問題が出題され、問題資料のボリュームが多く、関連する資料が飛んでいたため、解きづらい問題であったが、出題論点としては基本論点からの出題が多かったため、ケアレスミスせず、どれだけ得点を積み上げられたかがポイントとなるであろう。

Z-65-C〔第一問〕解 答

問1 あなたは、居住者Aから、「今後、不動産貸付により収入を得ようと考えている。当面は事業と称するに至らない規模での貸付けとなる見込みだが、行く行くは貸付規模を拡充し、事業として不動産貸付を行う予定である。事業と称するに至らない業務から生ずる所得の場合と事業から生ずる所得とでは、不動産所得の所得金額を算出する上でなんらかの相違があるのか。」という質問を受けた。

あなたは、これに対してどう答えるべきか、所得税における両者の相違点を説明しなさい。 (25点)

I 利子税の必要経費算入 (法45) 3

不動産所得を生ずべき業務を事業と称するに至らない業務として行う者が納付した利子税は必要経費に算入することができないが、不動産所得を生ずべき業務を事業として行う者が納付した利子税のうち、その事業に係る不動産所得の金額に対応する部分の利子税は必要経費に算入される。

II 貸家の災害損失等 (法51①④、72) 5

不動産所得を生ずべき業務の用に供され又は不動産所得の基因となる資産について生じた損失については、次による。

(1) 事業と称するに至らない業務用固定資産に係る損失の金額は、その損失の発生原因が災害、盗難又は横領による場合には、その損失の金額が損失発生年分の雑損控除の対象とされる。

損失の発生原因がそれ以外の場合には、その損失の金額が損失発生年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される。

(2) 事業用固定資産に係る損失の金額は、その損失の発生原因を問わず、その損失の金額が損失発生年分の必要経費に算入される。

III 未収家賃等の貸倒損失 (法51②、64①) 5

(1) 事業と称するに至らない不動産所得に係る未収家賃等の貸倒れによる損失の金額は、その計上年分の不動産所得の金額の計算上なかったものとみなす。

(2) 不動産所得を生ずべき事業に係る未収家賃等の貸倒れによる損失の金額は、その損失発生年分の必要経費に算入される。

IV 青色事業専従者給与等 (法57) 3

不動産所得を生ずべき業務を事業と称するに至らない業務として行う者が同一生計親族に対して支払った給与は必要経費に算入することができないが、不動産所得を生ずべき事業に従事する青色事業専従者又は事業専従者を有する場合には、青色事業専従者給与額の必要経費算入又は事業専従者控除額のみなし必要経費の特例が認められる。

V 個別評価貸倒引当金（法52①） 3

不動産所得を生ずべき業務を事業と称するに至らない業務として行う者は、その業務の遂行上生じた未収家賃等の貸倒による損失の見込額について貸倒引当金の繰入れは認められないが、不動産所得を生ずべき事業を営むものは、その事業の遂行上生じた未収家賃等の貸倒れによる損失の見込額として一定の方法により計算した繰入限度額に達するまでの貸倒引当金の繰入れができる。

VI 青色申告特別控除（措法25の2） 3

不動産所得を生ずべき業務を事業と称するに至らない業務として行う青色申告者の青色申告特別控除額は10万円であるが、不動産所得を生ずべき事業を営み、取引の内容を詳細に記録等しているものの青色申告特別控除額は65万円である。

VII 債務処理計画に基づき評価減された減価償却資産等（措法28の2の2） 3

不動産所得を生ずべき業務を事業と称するに至らない業務として行う者が有する減価償却資産等について評価減されたことによる損失の金額は必要経費に算入することはできないが、青色申告者が、債務処理計画に基づき債務免除を受けた場合において、不動産所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産等について評価減されたことによる損失の金額は、損失発生年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される。

問2 給与所得に係る所得税法上の取扱いについて説明しなさい。

(注) 給与所得控除額の計算方法については、説明を要しない。

(25点)

I 意義 (法28①、57④) **4**

- (1) 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう。
- (2) 必要経費とみなされた事業専従者控除額は、各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

II 非課税とされるもの (法9①四、五、) **2**

出張旅費、一定の通勤手当等に係る所得は、所得税を課さない。

III 給与所得の金額 (法28、36、57の2) **10**

- (1) 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。
 なお、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1相当額（収入金額が1,500万円を超える場合には、125万円限度）を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、申告を要件に、その残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。
- (2) その年分の給与所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額）とする。
- (3) 特定支出とは、次に掲げる支出（給与等の支払者により補てんされ、かつ、非課税とされる部分を除く。）をいう。
 - ① 通勤のための支出
 通勤のために必要な交通機関の利用等のための支出で、通勤経路等に照らして最も経済的かつ合理的であるもののうち、通常必要であると認められる部分
 - ② 転任に伴う転居費用
 転任に伴う転居のために、通常必要であると認められる支出
 - ③ 職務の遂行に直接必要な技術等の研修費用
 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（④の資格取得費を除く。）のための支出
 - ④ 資格取得のための支出
 資格を取得するための支出で、職務の遂行に直接必要なもの
 - ⑤ 単身赴任者の帰郷等の旅費
 転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなった者が、勤務場所等と配偶者等が居住する場所との間の旅行に、通常要する支出
 - ⑥ 書籍等・衣服の購入又は交際費等の支出
 書籍等・衣服の購入費用又は交際費等の支出で、職務の遂行に直接必要なもの（65万円限度）

IV 課税方法 (法22、89) **3**

給与所得の金額は、他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。
 なお、源泉徴収税額は、原則として、確定申告により精算される。

V 源泉徴収 (法183、185、186、190) **4**

1 源泉徴収

居住者が給与等の支払を受ける場合には、月給、日給等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無、その申告書に記載されている人的事情等を考慮して、別表第2から第4までの税額表等によ

り求めた税額が源泉徴収される。

2 年末調整

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した居住者で、その年中の給与等の金額が2,000万円以下であるものは、その年中の源泉徴収税額の合計額が、その年最後に給与等の支払を受ける時の現況により計算した年税額に比し過不足があるときは、その過不足額は、その年最後に給与等の支払を受ける際に、年末調整により精算される。

VI 確定申告との関係（法120、121①）2

居住者は、その年分の所得税の額の合計額が配当控除額等を超えるとときは確定申告義務があるが、その年中の給与等の金額が2,000万円以下で一定のときは、その年分の課税退職所得金額以外の課税所得金額に係る所得税については、確定申告を要しない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていないため、解答のボリューム等を考慮して、問1を25点、問2を25点の配点としています。

▶合格ライン◀

いずれも対策していた論点からの出題であったため、どれだけ多くの解答項目を挙げ、かつ、正確な記述ができたかがポイントになるであろう。

合格ラインは、問1が19点前後、問2が17点前後、合格確実ラインは、問1が22点前後、問2が20点前後と考えられる。

▶解答への道◀

〔問1について〕

不動産貸付に係る所得は、事業と称するに至らない業務から生ずる所得であっても、事業から生ずる所得であっても不動産所得となるが、所得金額の算出にあたって取扱いが異なるもの（事業的規模の特例）があるため、それらの項目を列挙し、それぞれの内容（相違点）を説明しなければならない。

なお、青色申告者の特典と混同しないように注意が必要である。

〔問2について〕

給与所得の所得税法上の取扱いが問われているため、意義、非課税、給与所得の金額、課税方法のみならず、源泉徴収や確定申告との関係もあわせて解答しなければならない。

なお、解答範囲は所得税法を前提に考えるため、租税特別措置法や復興財源確保法は不要となる。

Z-65-C [第二問] 解 答

問 1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
利子所得 0	H銀行普通預金 2/18 $1,013+194+63=1,270$ (源分) 8/18 $718+137+45=900$ (源分) 合同運用信託 $178,495 \div 0.79685=224,000$ (源分) 2 定期積金満期後利子 $66+10+3=79$ (源分)
配当所得 110,000	S株式会社配当金 $87,538 \div 0.7958=110,000$
事業所得 2,724,541	1 総収入金額 (合計 33,117,048) (1) 売上金額 ※1 ※2 $32,865,580-94,600+78,400+17,280+\underline{175,620}=33,042,280$ ※1 社内販売 2 ① $46,440 \times 70\%=32,508$ ② 29,160 ③ ②<① ∴ Pは給与課税 ④ $46,440-29,160=17,280$ ※2 贈答 $249,480 \times 70\% < 175,620 \quad \therefore 175,620$ (2) 雑収入 $112,765-3,200-40,000=69,565$ (3) 貸倒引当金戻入額 $94,600 \times \frac{55}{1,000}=5,203$ 2 2 必要経費の額 (合計 29,738,195) (1) 売上原価 ※ $8,736,422+17,154,618-7,757,977=18,133,063$ 2 ※ $8,465,320-1,768,356+1,061,013=7,757,977$ (2) 販売費・管理費等 ※ $11,073,276-270,000+\underline{17,280}-76,200+\underline{5,080}-\underline{97,200}-540,000$ $+\underline{45,300}+\underline{343,035}=10,500,571$ 2 ※ 信用保証料 $76,200 \times \frac{4}{60}=5,080$

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
	(3) 減価償却費 (合計 866,961) ① Kワゴン車 $(2,500,000 + 243,200) \times 0.167 \times \frac{5}{12} = 190,881 \quad \boxed{2}$ ② Fノートパソコン $237,600 < 300,000 \quad \therefore 237,600$ ③ I内部造作 $8,400,000 \times 0.9 \times 0.058 = 438,480 \quad \boxed{2}$ (4) 消費税 $237,600 \quad \boxed{2}$ 3 貸倒引当金 $78,400 \times \frac{55}{1,000} = 4,312$ 4 青色申告特別控除前の所得金額 $33,117,048 - (29,738,195 + 4,312) = 3,374,541$ 5 青色申告特別控除額 $3,374,541 \geq 650,000 \quad \therefore 650,000$ 6 事業所得の金額 $3,374,541 - 650,000 = 2,724,541$
譲渡所得 <u>0</u>	1 Gノートパソコン (総短) $40,000 \quad \boxed{2}$ 2 Lワゴン車 (総長) $243,200 - 68,040 = 175,160$ 3 特別控除 $40,000 - 40,000 = 0 \text{ (総短)}$ $175,160 - 175,160 = 0 \text{ (総長)}$
一時所得 <u>$\boxed{2}$ 2,258,900</u>	1 総収入金額 R生命保険 $8,000,000 + 41,300 = 8,041,300$ 2 支出した金額 $5,768,400 - 486,000 = 5,282,400$ 3 特別控除額 $8,041,300 - 5,282,400 \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ 4 一時所得の金額 $8,041,300 - 5,282,400 - 500,000 = 2,258,900$

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
雑所得 $\frac{2}{1,185,432}$	1 公的年金等 (1) 収入金額 2,382,232 (2) 公的年金等控除額 2,382,232 > 1,200,000 ∴ 1,200,000 (3) 公的年金等に係る雑所得の金額 (1) - (2) = 1,182,232 2 その他の雑所得 (1) 友人Qに対する貸付金の利息 3,200 (2) 定期積金の給付補填金 676 + 129 + 42 = 847 (源分) ※ 合同運用信託の解約に関しては、所得税の取扱いなし 3 雑所得の金額 1,182,232 + 3,200 = 1,185,432

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 $\frac{5,149,423}{}$	$110,000 + 2,724,541 + 2,258,900 \times \frac{1}{2} + 1,185,432 = 5,149,423$

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 <u>2,613,780</u>	1 医療費控除 $\begin{aligned} & \times \\ & 236,000 + 13,860 - 100,000 = 149,860 \quad \boxed{2} \\ & \times \quad 5,149,423 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore \quad 100,000 \end{aligned}$ 2 社会保険料控除 $\begin{aligned} & \times \\ & 77,380 + 123,400 + 177,640 = 378,420 \quad \boxed{2} \\ & \times \quad 355,280 \times \frac{12}{24} = 177,640 \end{aligned}$ 3 生命保険料控除 (1) 旧一般 $132,000 + 103,680 = 235,680 > 100,000 \quad \therefore \quad 50,000$ (2) 介護医療 $30,000 + (72,800 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 38,200$ (3) (1) + (2) = 88,200 $\boxed{2}$ 4 地震保険料控除 $27,300 \leq 50,000 \quad \therefore \quad 27,300$ 5 配偶者控除 $0 \leq 380,000 \quad \therefore \quad \text{該当} \quad 380,000$ 6 扶養控除 (1) 母B $\begin{aligned} & \times \\ & 900,000 - 900,000 = 0 \\ & \times \quad 900,000 < 1,200,000 \quad \therefore \quad 900,000 \\ & 0 \leq 380,000 \quad \therefore \quad \text{該当} \quad 580,000 \end{aligned}$ (2) 長男C 別生計のため、非該当 (3) 長女D $0 \leq 380,000 \quad \therefore \quad 630,000$ (4) (1) + (3) = 1,210,000 $\boxed{2}$ 7 基礎控除 $380,000$ 8 所得控除額の合計額 $\begin{aligned} & 149,860 + 378,420 + 88,200 + 27,300 + 380,000 + 1,210,000 + 380,000 \\ & = 2,613,780 \end{aligned}$

4 課税総所得金額等 (単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 _____ 2,535,000 _____	5,149,423－2,613,780＝2,535,000 (千円未満切捨)

5 税額の計算 (単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 _____ 156,000 _____	$2,535,000 \times 10\% - 97,500 = 156,000$
配当控除 [2] _____ 11,000 _____	$110,000 \times 10\% = 11,000$
差引所得税額 _____ 145,000 _____	$156,000 - 11,000 = 145,000$
復興特別所得税額 _____ 3,045 _____	$145,000 \times 2.1\% = 3,045$
源泉徴収税額 _____ 46,791 _____	$110,000 \times 20.42\% + 24,329 = 46,791$
申告納税額 _____ 101,200 _____	$145,000 + 3,045 - 46,791 = 101,200$ (百円未満切捨)

問2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
給与所得 $\underline{6,383,544}$	1 収入金額 $8,426,160$ 2 給与所得控除額 $8,426,160 \times 10\% + 1,200,000 = 2,042,616$ 3 給与所得の金額 $8,426,160 - 2,042,616 = 6,383,544$
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 $\underline{4,938,000}$	1 居住用財産の3,000万円特別控除及び税率の特例を選択した場合 (適用要件) 2 ・ 譲渡年1月1日における所有期間が10年超 (税率の特例) (適用した場合の税額) $80,000,000 - \frac{7,248,000 + 32,000,000 + 1,248,000}{(注1)(注2)} = 39,504,000$ $\frac{12,000,000 - 12,000,000 \times 0.9 \times 0.020 \times 22}{(注1)} = 7,248,000$ $(注1) 34年 \times 1.5 = 51年 \quad \therefore 0.020$ $(注2) H5.1.14 \sim H27.3.18 \Rightarrow 22年 (6月未満切捨)$ $39,504,000 - 30,000,000 = 9,504,000$ $9,504,000 \times 10\% = 950,400$ 2 $950,400 \times 1.021 = 970,358$ 2 居住用財産の買換えの特例を適用した場合 (適用要件) 2 ・ 譲渡年1月1日における所有期間が10年超 (父の所有期間を引き継ぐ) ・ 居住期間10年以上 ・ 譲渡対価1億円以下 ・ 買換資産 (床面積50㎡以上、面積500㎡以下) を取得 (適用した場合の税額) (1) $80,000,000 - 70,000,000 = 10,000,000$ (2) $(7,248,000 + 32,000,000 + 1,248,000) \times \frac{10,000,000}{80,000,000} = 5,062,000$ (3) $(1) - (2) = 4,938,000$ (4) $4,938,000 \times 15\% = 740,700$ 2 $740,700 \times 1.021 = 756,254$

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
	3 住宅借入金等特別税額控除を適用した場合 (適用要件) ・合計所得金額が3,000万円を超えるため、適用なし 4 2が最も有利 譲渡所得の金額 4,938,000

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 _____ 6,383,544 _____	
分離長期譲渡所得の金額 _____ 4,938,000 _____	

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 _____ 1,537,872 _____	

4 課税総所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 _____ 4,845,000 _____	$6,383,544 - 1,537,872 = 4,845,000$ (千円未満切捨)
分離課税の課税長期譲渡所得 の金額 _____ 4,938,000 _____	

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額に対する税額 541,500	$4,845,000 \times 20\% - 427,500 = 541,500$
分離課税の課税長期譲渡所得 の金額に対する税額 740,700	$4,938,000 \times 15\% = 740,700$
課税される所得金額に対する税額 1,282,200	$541,500 + 740,700 = 1,282,200$
(特定増改築等)住宅借入金等 特別控除額 2 0	買換えの特例の適用を受けているため、適用なし
復興特別所得税額 26,926	$1,282,200 \times 2.1\% = 26,926$
源泉徴収税額 552,800	
申告納税額 756,300	$1,282,200 + 26,926 - 552,800 = 756,300$

(百円未満切捨)

6 取得価額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
取得価額 2 35,434,000	$(7,248,000 + 32,000,000 + 1,248,000) \times \frac{70,000,000}{80,000,000} = 35,434,000$

▶解答への道◀

問1について

【資料I】

1 売掛金

本年の売上金額に含まれている売掛金の回収額は売上金額から減額し、本年末の売掛金については、何らの経理処理もしていないことから、本年の売上金額に含める。

なお、平成26年までに計上した売掛金についての貸倒引当金（平成26年における繰入額）の戻入処理及び本年末の売掛金についての貸倒引当金の繰入処理を行う。

2 シーズンセール

セールによる割引販売であるため、低額譲渡には該当しない。

3 従業員への低額譲渡

一定の要件（取得価額以上、かつ通常の販売価額の70%以上での譲渡等）を満たせば経済的利益について従業員への給与所得は非課税とされるが、本問では、要件を満たさないため給与所得として課税され、この場合には、通常の販売価額と対価の差額がPの給与所得となる。

これに伴い、同額を売上として計上する。

4 知人などへの贈与

棚卸資産の贈与であるため、通常の販売価額の70%と取得価額のいずれか多い金額を総収入金額に算入する。

5 Gノートパソコンの譲渡

購入年に、中小企業者の特例の適用を受けているため、準棚卸資産には該当せず、その譲渡は譲渡所得として総合課税（総合短期）される。

6 売上原価

本年12月28日の在庫有り高について、通常の販売価額で販売することができないもの（陳腐化したもの）が含まれているため、処分可能価額で評価替えを行う。

7 給料賃金

妻Aは同一生計親族であるが、専従者ではないため、必要経費不算入となる。

なお、長男は甲と別生計親族であり、また、パートのPさんは親族ではないため、その給料は必要経費に算入する。

8 信用保証料

前払費用に該当するため、本年対応分を必要経費に算入する。

9 チラシ作成代

チラシの配布は、翌年であるため、本年においては資産計上し、翌年において必要経費に算入する。

10 損害保険料

短期前払費用に該当するため、全額必要経費に算入する。

11 妻Aに対する地代

同一生計親族が事業から受ける対価に該当するため、必要経費不算入となる。

なお、倉庫に係る固定資産税及び減価償却費は甲の必要経費となる。

12 減価償却費

(1) Kワゴン車の取得価額は、Lワゴン車の売却代金及び甲が支払った金額の合計額となる。

なお、Lワゴン車については、問題の指示により、本年の償却は行わず、未償却残高を取得費として、譲渡所得の計算を行う。

(2) Fノートパソコンは、取得価額が30万円未満であるため、全額必要経費に算入する。

- (3) 賃借建物の内部造作に係る減価償却費は、造作の種類、用途等を総合的に勘案して合理的に見積もった耐用年数により計算する。

13 消費税

甲は、税込経理方式を選択しており、毎年末に未払金経理を行っているため、本年の取引に係る消費税等は、本年の必要経費に算入する。

【資料Ⅱ】

- 1 合同運用信託の収益の分配は、利子所得で源泉分離課税となる。
なお、手取額であるため、持ち戻しの計算を行う。
- 2 合同運用信託の解約金は、単なる元本の払戻金であり、その際に生じた損失は何ら考慮されない。
- 3 S 株式会社の配当金は、非上場会社の配当金であり、その金額が税込金額ベースで10万円を超えるため、申告不要はとれず、総合課税となる。

【資料Ⅲ】

甲が契約者、被保険者、保険料の負担者となっている生命保険の満期一時金は、一時所得となる。

なお、保険金支払日前の剰余金は払込保険料から控除し、保険金と併せて支払われた剰余金は保険金受取額と共に総収入金額に算入する。

【資料Ⅳ】

定期積金の給付補填金は雑所得で源泉分離課税となり、満期後の期間に係る利息は利子所得で源泉分離課税となる。

【資料Ⅴ】

甲が支払を受けた老齢年金は、雑所得（公的年金等）で課税される。なお、その際に控除される社会保険料は、甲の社会保険料控除の対象となる。

【資料Ⅵ】

- 1 国民年金保険料は、平成26年において2年分を前納しているため、本年における支払額はゼロであるが、各年において分割控除する旨の指示があるため、按分した金額を本年の控除対象額とする。
- 2 生命保険料控除は、旧一般分、介護医療分のそれぞれに区分して控除額を計算し合計する。
なお、旧個人年金保険料は、受取人が甲の長女Dであるため、旧一般分となる。
- 3 甲の母Bの老齢年金から差し引かれた介護保険料は、母Bの社会保険料控除の対象となるため、甲の社会保険料控除とすることはできない。
- 4 通院のために要した交通費も医療費控除の対象となる。

問2について

居住用財産を譲渡して譲渡益が生じており、かつ、新たに住宅ローンで居住用財産を取得して居住の用に供しているが、居住用財産の譲渡益の特例と住宅借入金等特別税額控除は併用できないため、次の3つのケースが考えられる。

- (1) 買換えの場合の特例に通常の課税長期譲渡所得の税率（15%）を適用するケース
- (2) 3,000万円特別控除に居住用財産の軽減税率（6,000万円まで10%）を併用するケース
- (3) 上記(1)及び(2)を適用しないで、住宅借入金等特別税額控除のみを適用するケース

本問では、(1)を適用しない限り合計所得金額は3,000万円を超えるため、(3)のケースは適用することができず、(1)及び(2)のケースを計算した結果、上記(1)のケースが有利となる。

●おわりに

合格ボーダーラインは、第一問が36点前後、第二問が30点前後、合計66点前後と考えられる。

合格確実ラインは、第一問が41点前後、第二問が40点前後、合計81点前後と考えられる。